

# 令和6年度介護職員の働きやすい職場環境づくり 内閣総理大臣表彰・厚生労働大臣表彰（概要）

## 表彰の目的

介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰・厚生労働大臣表彰は、職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上への取組が特に優れた介護事業者を表彰し、その功績をたたえ、広く紹介することを通じ、もって、介護職員の働く環境改善を推進することを目的とする。※令和5年度より実施（今年度で2回目）

## 選考基準 ※事業者の取組内容等について以下の観点から審査（R 5年度と同様）

### ① 働きやすい職場環境づくりに資する取組であること

- 職員の待遇改善に係る取組がなされているか。  
(取組の例)
  - ・明確な給与体系の導入、休暇の取得促進や育児や介護との両立支援に関する制度の導入など、多様な人材が働きやすい環境を整備する取組 等
- 人材育成に係る取組がなされているか。  
(取組の例)
  - ・計画的な採用、新規採用職員に対する計画的な研修の実施や職員の経験・役職に応じた研修の実施など職員の人材育成に効果的な取組 等
- 介護現場の生産性向上に係る取組がなされているか。  
(取組の例)
  - ・事業所の課題を踏まえた目的を設定し、改善を図るための取組 等

### ② 実効性のある取組であること

- ・取組の実施により、職員の業務への満足度が高まっているか。
- ・取組の実施により職員の負担軽減、サービスの質の確保が図られているか。
- ・取組の実施に当たり、職員の意見を聞く機会があるか。 等

### ③ 持続性のある取組であること

- ・取組が一過性のものでなく、継続的に取り組む体制や仕組みが整備・検討されているか。 等

### ④ 他の事業所での導入が期待される取組であること

- ・多くの事業所への横展開が期待できる取組であるか。
- ・取組を行おうとする他の事業所に対し、取組の経験のある職員の派遣、取組に係る視察の受け入れを行うなど、取組の横展開に協力的であるか。

## 表彰に向けた流れ・スケジュール（予定）

- ～1月24日：各都道府県へ表彰候補者の推薦依頼
- ～4月26日：都道府県から表彰候補者の推薦 ※審査基準を踏まえた表彰候補者の選定
  - 具体例：①都道府県において公募、審査を実施の上で推薦
  - ②類似の表彰制度がある場合は、その結果に基づき、推薦
  - ③管内の関係事業者団体等と協議の上（可能な限り複数）で推薦 等

※ただし、原則①の方法により推薦
- 6月頃：選考委員会による選定
- ～夏頃：表彰式

## 参考（令和5年度の表彰結果）

- |                 |        |
|-----------------|--------|
| 内閣総理大臣表彰        | ：2事業者  |
| 厚生労働大臣表彰 優良賞    | ：4事業者  |
| 厚生労働大臣表彰 奨励賞    | ：54事業者 |
| ※31都府県から60事業者推薦 |        |

# 令和5年度介護職員の働きやすい職場環境づくり 内閣総理大臣表彰・厚生労働大臣表彰 表彰事業者について

- 31都府県より60事業者の推薦があり、6月19日に表彰者を選定するため、表彰選考委員会を開催したところ。審議の結果、「内閣総理大臣表彰」は2事業者、「厚生労働大臣賞 優良賞」は4事業者、「厚生労働大臣賞 奨励賞」は54事業者が選定された。

## 内閣総理大臣表彰（特に優れた取組を行う事業者） 2事業者

運営法人	事業所・施設名	サービス種別	都道府県
社会福祉法人 友愛十字会	砧ホーム	介護老人福祉施設	東京都
社会福祉法人 宣長康久会	地域密着型特別養護老人ホームささづ苑かすが	地域密着型介護老人福祉施設	富山県

## 厚生労働大臣表彰 優良賞（優れた取組を行う事業者） 4事業者

運営法人	事業所・施設名	サービス種別	都道府県
社会福祉法人 堺福祉会	特別養護老人ホームハートピア堺	介護老人福祉施設	大阪府
社会福祉法人 リガーレ暮らしの架け橋	地域密着型総合ケアセンターきたおおじ	地域密着型介護老人福祉施設	京都府
医療法人 敬英会	介護老人保健施設さくらがわ	介護老人保健施設	大阪府
社会福祉法人 ライフ・タイム・福島	特別養護老人ホームロング・ライフ	介護老人福祉施設	福島県

## 厚生労働大臣表彰 奨励賞（上記以外の事業者） 54事業者

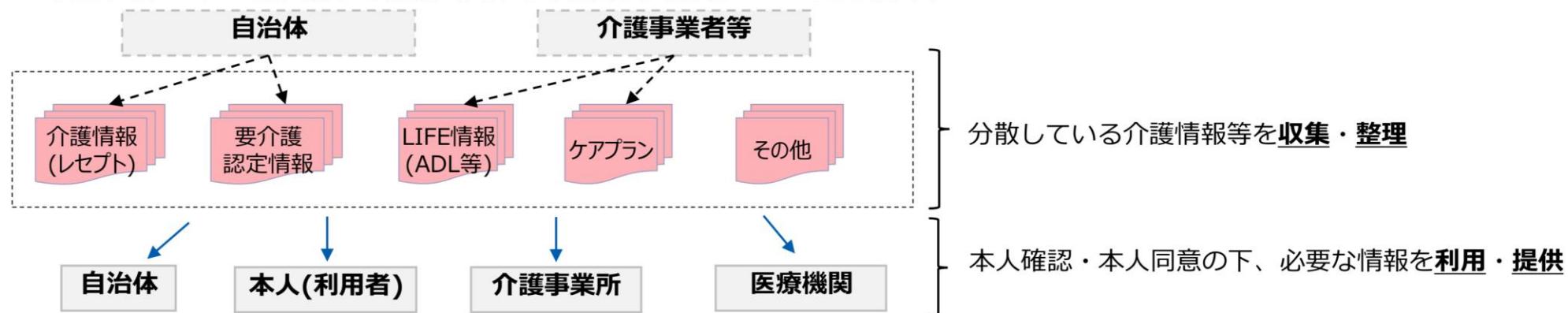
## 改正の趣旨

- 現在、利用者に関する介護情報等は、各介護事業所や自治体等に分散している。今般、医療・介護間の連携を強化しつつ、多様な主体が協同して高齢者を地域で支えていく地域包括ケアシステムを深化・推進するため、自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備する。
- 具体的には、自治体、利用者、介護事業所・医療機関について、以下のような効果が期待される。
  - ✓ 自治体：利用者が受けている自立支援・重度化防止の取組の状況等を把握し、地域の実情に応じた介護保険事業の運営に活用。
  - ✓ 利用者：利用者が自身の介護情報を閲覧できることで、自身の自立支援・重度化防止の取組の推進に繋がる。
  - ✓ 介護事業者・医療機関：本人同意の下、介護情報等を適切に活用することで、利用者に提供する介護・医療サービスの質を向上。  
※ さらに、紙でのやり取りが減り、事務負担が軽減される効果も期待される。
- こうした情報基盤の整備を、保険者である市町村が実施主体であり、地域での自立した日常生活の支援を目的としている地域支援事業に位置付ける。

## 改正の概要・施行期日

- 被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を地域支援事業として位置付ける。
- 市町村は、当該事業について、医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託できることとする。
- 施行期日：公布後4年以内の政令で定める日

＜事業のイメージ＞※共有する情報の具体的な範囲や共有先については検討中。



# 自治体及び事業所ヒアリングの結果：現在の業務フローと介護情報基盤への期待

## ①要介護認定情報の電子化・共有について

2024.07.08 社会保障審議会  
介護保険部会資料



ケアマネジャー  
地域包括支援センター

居宅介護支援では自治体窓口に移動するという業務すべてに手間がかかるており、要介護認定情報（概況調査・主治医意見書）が電子化・共有されることにより業務効率化が期待できる

要介護認定結果がいつ来るか分からず自治体に問い合わせることがあり、要介護認定申請の進捗状況や結果が、確認したいときに画面上で参照できると助かる

窓口が空いている時間内に庁舎を訪問する必要があり、日程調整が困難で、書類が本来必要なタイミング（入所時面談時等）に書類を受領することが難しい

郵送でのやりとりでは、時間がかかり30日以内の認定を達成できない場合が多い。特に、主治医意見書の回収に時間を要している。発送状況の管理も大変。

認定事務の間に介在する認定調査票や主治医意見書、審査会書類、審査結果通知など、様々な書類の郵送に、往復5日かかることがある。

ケアマネジャーから認定が下りたか問い合わせる電話が頻繁にかかってきたり、それに応対する負担がある。

認定書類の開示請求について、職員にとっては多数の業務があるなかで、それなりの時間を取られている。

郵送の到着日によっては審査会にかけられない可能性もあるため、郵送部分は短縮できるとよい。



自治体

# 自治体及び事業所ヒアリングの結果：現在の業務フローと介護情報基盤への期待

## ②介護保険被保険者証の電子化について

2024.07.08 社会保障審議会  
介護保険部会資料



ケアマネジャー、  
介護事業所

居宅では紛失等により証情報の確認に手間がかかるおり、電子化されることにより負担割合限度額証等、全被保険者が保持していない資格情報も確実に参照できるようになる

事業所の介護ソフトとデータ連携できることにより、手入力の負荷削減、人為的ミスの削減が期待できる

居宅・施設ともに負担割合証の毎年8月頃の更新に係る確認・入力の手間が大幅に削減される

要介護度の高い利用者について、認定結果通知や介護被保険者証は事業所職員が市役所窓口で受け取ることもあるため、電子上で参照できるようになることで市役所に出向く機会が減るのはありがたい

介護保険の被保険者証は65歳になると自治体から送付しているが、認定を受けるまで利用しないため、毎回利用の段になると被保険者証を紛失している方が多く、毎度再発行の事務を行うことになる。

被保険者証とは別に、毎年夏に全ての要介護認定者分の負担割合証を印刷、郵送している。

要介護度の決定、居宅介護支援の届出の際など、何度も追記が生じ、追記の度に再度印刷、郵送をしている。



自治体

## 事業所ヒアリングの結果：現在の業務フローと介護情報基盤への期待 ③福祉用具、住宅改修の利用履歴・上限額の確認について

2024.07.08 社会保障審議会  
介護保険部会資料



ケアマネジャー

地域包括支援センター

特定福祉用具販売や住宅改修の利用履歴を自治体やケアマネに問い合わせる必要があり、利用履歴を参照できると業務負担の軽減になる



ケアマネジャー

介護事業所

訪問看護事業所

医療機関

入退院の情報を電子的に共有できることについては利便性が高い。特にケアマネジャーが入院中の治療状況や入院前後のADL（入院によってどう変わったか）がわかると、ケアプランの作成に役立つ。

## 事業所ヒアリングの結果：現在の業務フローと介護情報基盤への期待

### ⑤事業所間連携について

2024.07.08 社会保障審議会  
介護保険部会資料



ケアプランデータ連携システムを使う事業所が増えるなど、利用者の普及による業務効率化を期待する

居宅利用者が施設に移る際、施設サービス計画作成時に過去のケアプランを参照できるとよい

ケアマネジャー  
地域包括支援センター

令和6年3月「介護情報の電子的な共有の仕組み及び介護被保険者証の電子化の実現に向けた調査研究（令和5年度）」報告書より抜粋・一部改変

## 有識者ヒアリングの結果：現在の業務フローと介護情報基盤への期待

### ⑥2次利用について



効率的・効果的なサービス提供の分析のため、現在介護DBに入っていない情報について、介護情報基盤の1次利用の用途から徐々に増やしていくことが必要

有識者

次世代医療基盤法の改正等も踏まえ、今後さらに他のデータとの連結が可能となっていくことを期待する

## 背景

- 今後、2025年より更に先の状況を見通すと、2040年頃に向けて、団塊ジュニア世代が65歳以上となり高齢者人口がピークを迎える、要介護認定率が高く医療・介護の複合ニーズを有する方が多い85歳以上人口が増加するなど、介護サービスの需要が増大・多様化することが見込まれる。
- また、2040年頃に向けては、既に減少に転じている生産年齢人口が急減に転じ、介護を含む各分野における人材不足が更に大きな課題となることが見込まれる。
- このような状況の中では、限りある資源を有効に活用しながら、質の高い効率的な介護サービス提供体制を確保する必要があり、介護事業所や自治体におけるICT等を活用した業務の効率化が喫緊の課題となっている。

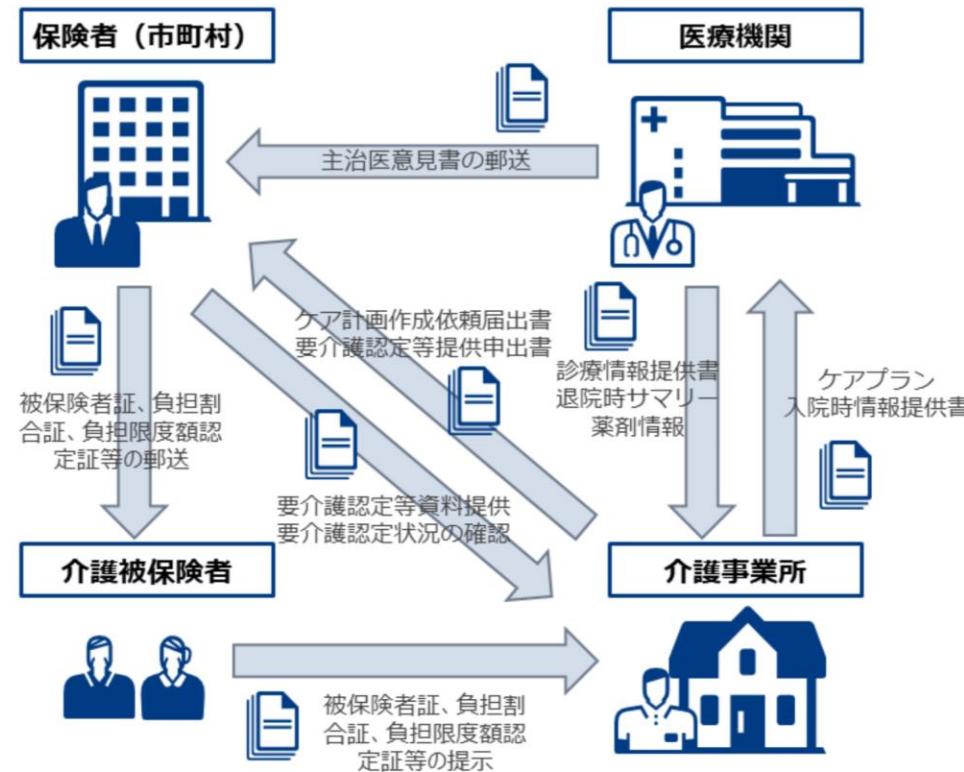
## 介護情報基盤整備の目的

- 利用者本人、市町村、介護事業所、医療機関といった関係者が利用者に関する情報を共有、活用できる介護情報基盤を整備することにより、これまで紙を使ってアナログにやりとりしていた情報を電子で共有できるようになり、業務の効率化（職員の負担軽減、情報共有の迅速化）を実現できる。
- さらに、今後、介護情報基盤に蓄積された情報を活用することにより、事業所間及び多職種間の連携の強化、本人の状態に合った適切なケアの提供など、介護サービスの質の向上に繋がることも期待される。

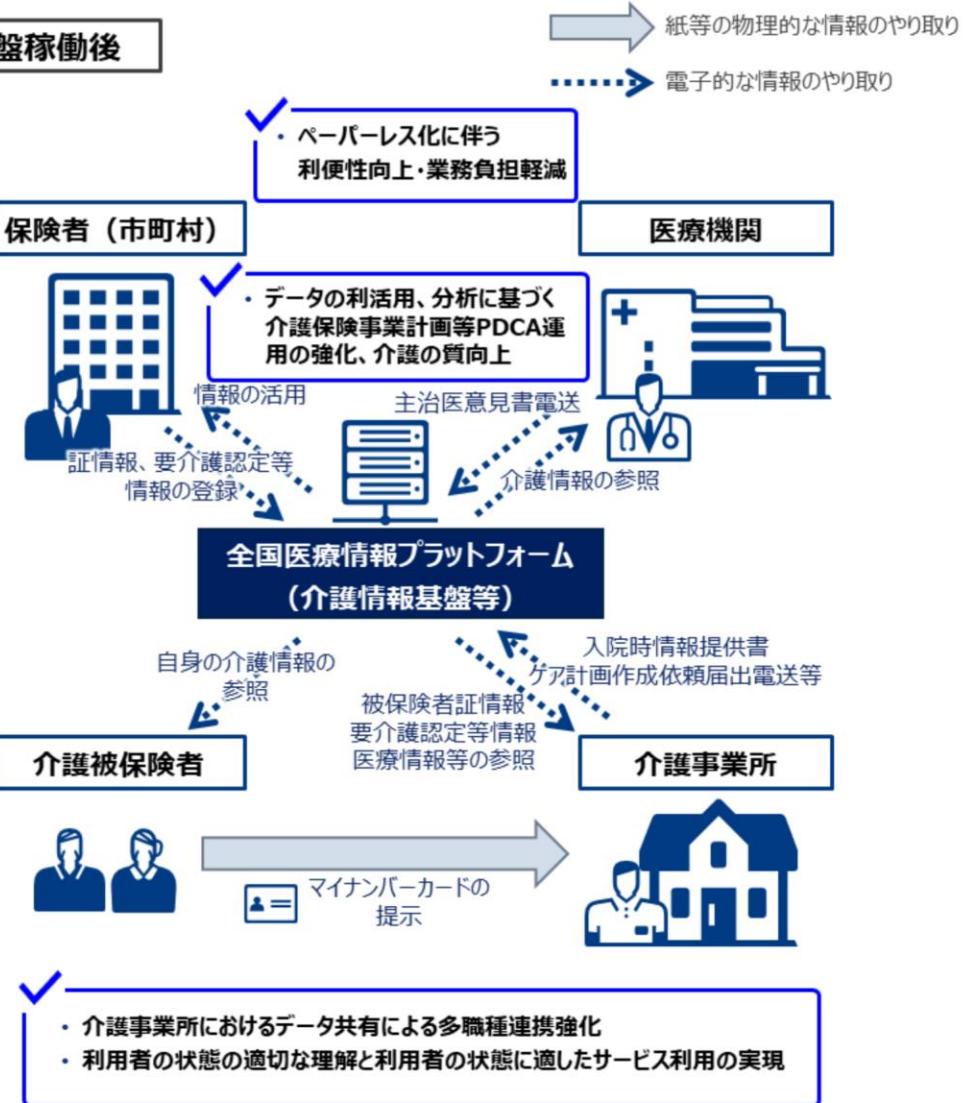
# 介護情報基盤の活用イメージ

2024.07.08 社会保障審議会  
介護保険部会資料

現在



基盤稼働後

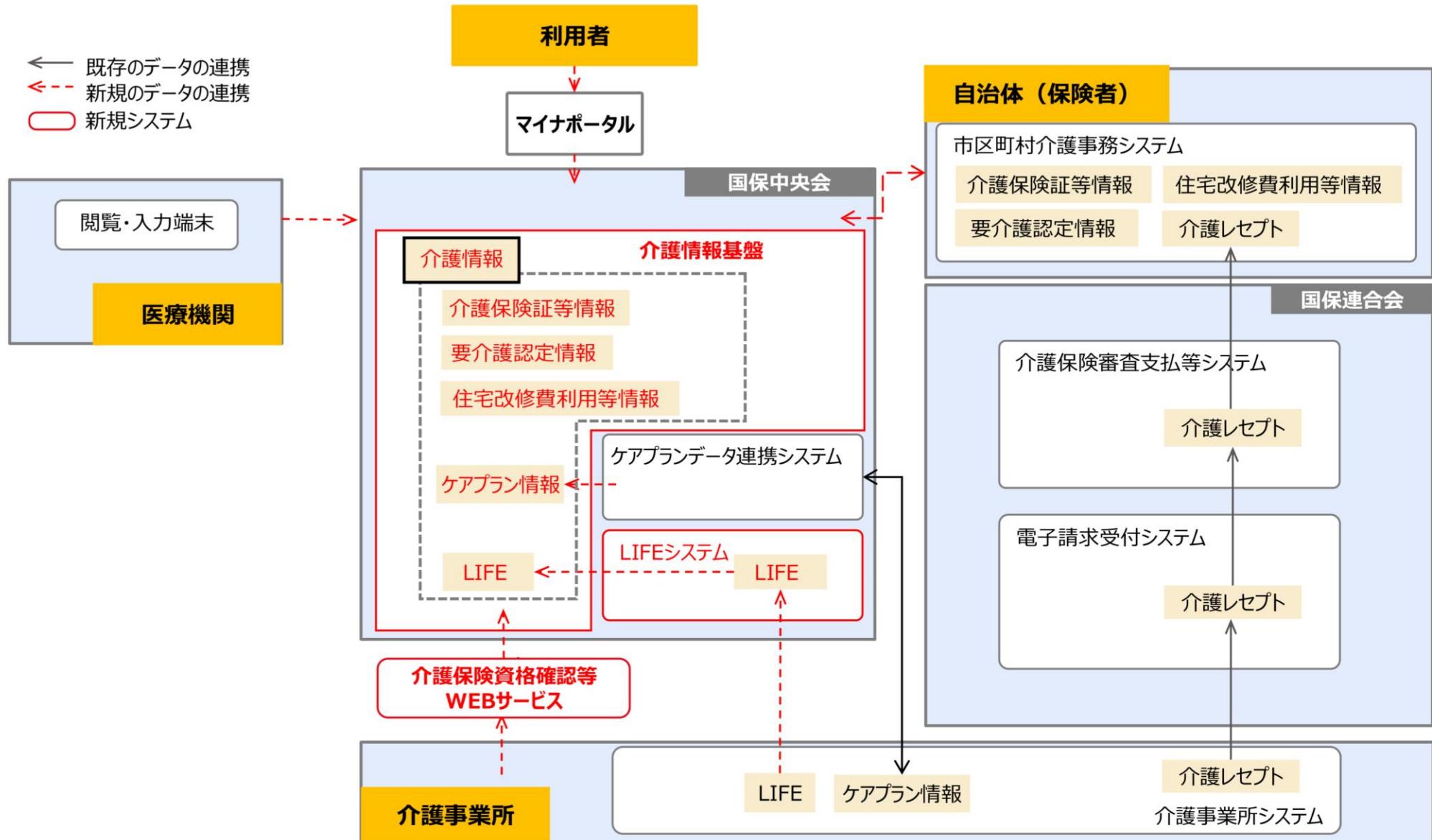


令和6年3月「介護情報の電子的な共有の仕組み及び介護被保険者証の電子化の実現に向けた調査研究業務等一式調査結果報告書」抜粋

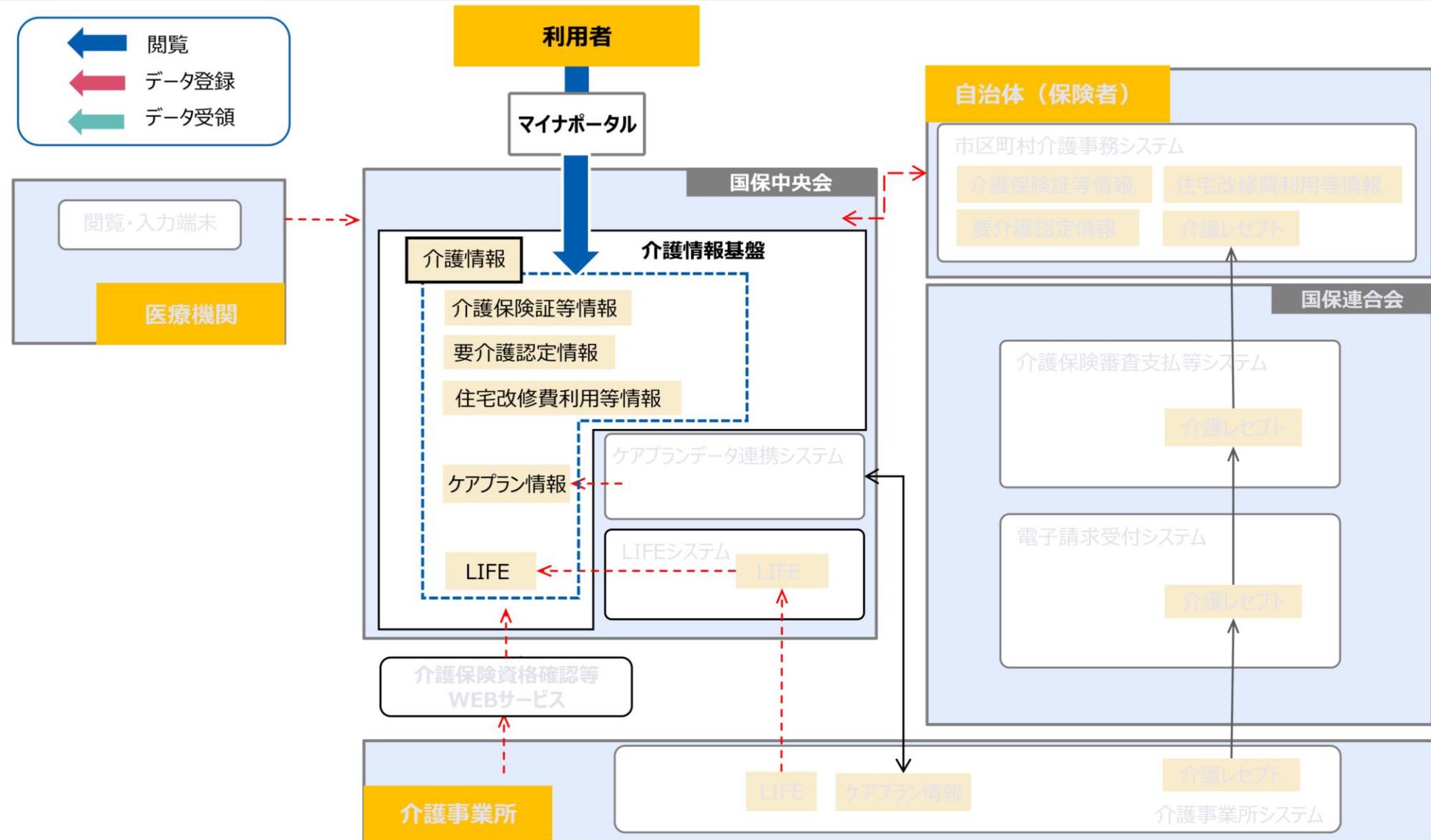
# 介護情報基盤と情報の流れのイメージ（令和8年度以降）

2024.07.08 社会保障審議会  
介護保険部会資料

- 国保中央会において新規開発をする介護情報基盤を中心に、既存システムも活用した全体構成として検討を進めている。
- 介護情報基盤の情報を、利用者、自治体、介護事業所、医療機関がそれぞれ連携・閲覧する。



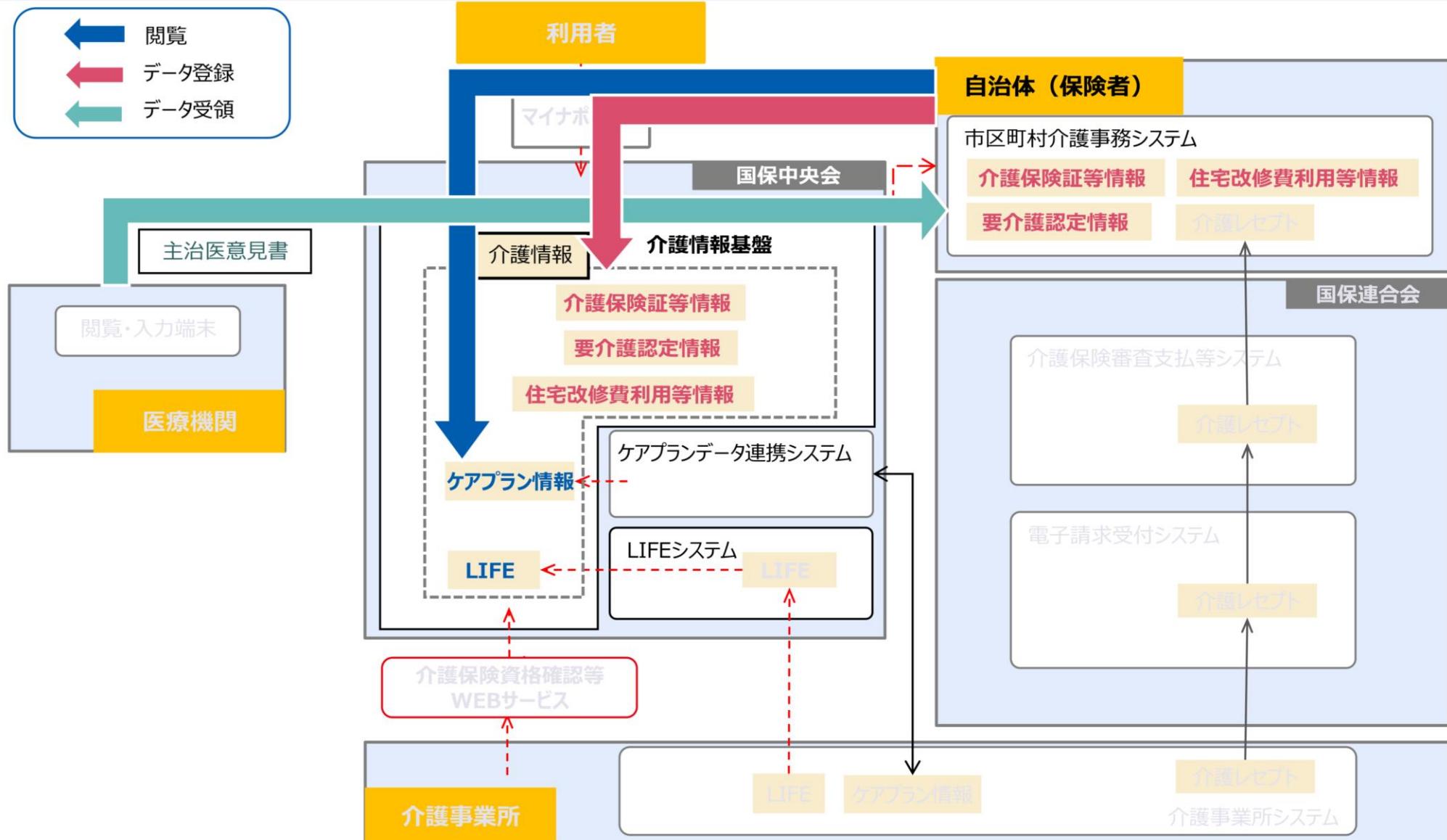
- 利用者は介護情報基盤に登録された自身の介護情報をマイナポータル経由で閲覧できる。



# 介護情報基盤：自治体の活用イメージ（令和8年度以降）

2024.07.08 社会保障審議会  
介護保険部会資料

- 自治体は
  - ケアプラン情報、LIFE情報を閲覧・活用できる。（閲覧方法は検討中）
  - 介護保険証等情報、要介護認定情報、住宅改修費利用等情報を介護情報基盤に登録する。
  - 主治医意見書を介護情報基盤経由で受領する。

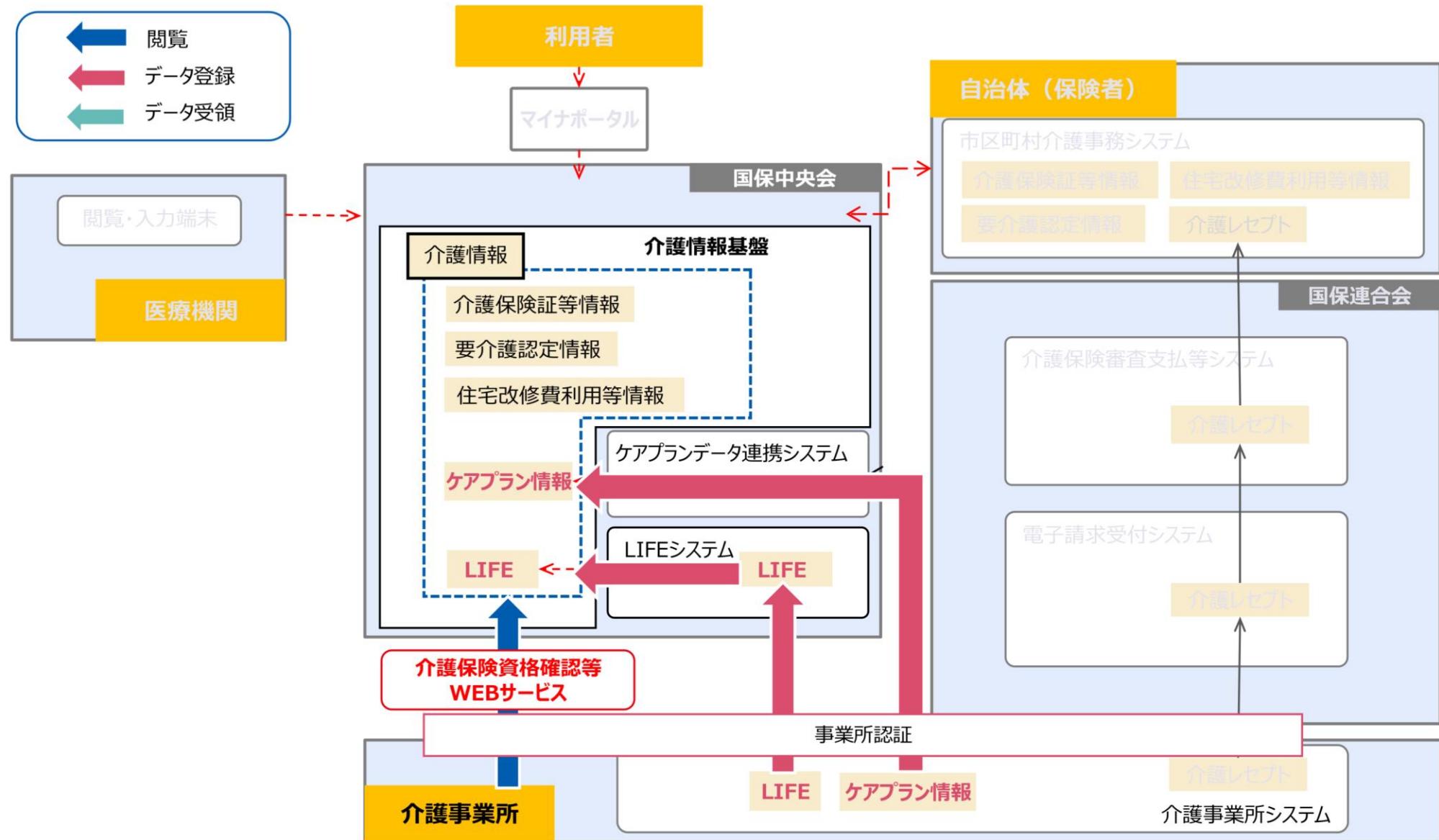


# 介護情報基盤：介護事業所の活用イメージ（令和8年度以降）

2024.07.08 社会保障審議会  
介護保険部会資料

- 介護事業所は

- ・ 介護情報基盤に登録された介護情報を介護保険資格確認等WEBサービスを経由して閲覧できる。
- ・ ケアプラン情報、LIFE情報を介護情報基盤に登録する。



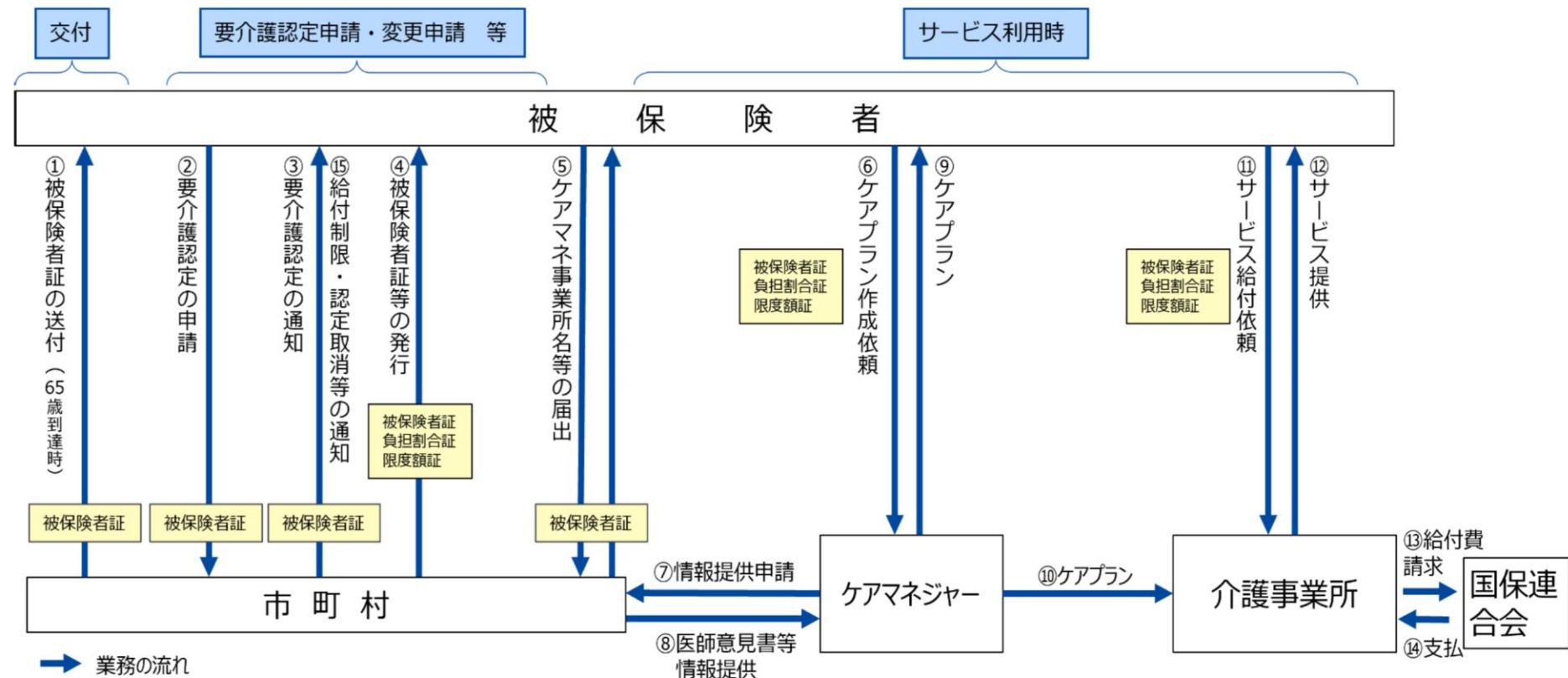
# 介護保険被保険者証のペーパレス化

## 【被保険者証のペーパレス化の考え方】

- 介護情報基盤の施行に向けて、被保険者の資格情報等（被保険者証、負担割合証等に記載されている情報）が格納される。
- したがって、これらの情報を被保険者、保険者、事業所等が活用することにより、さらなる業務効率化や利便性向上を図ることが考えられる。

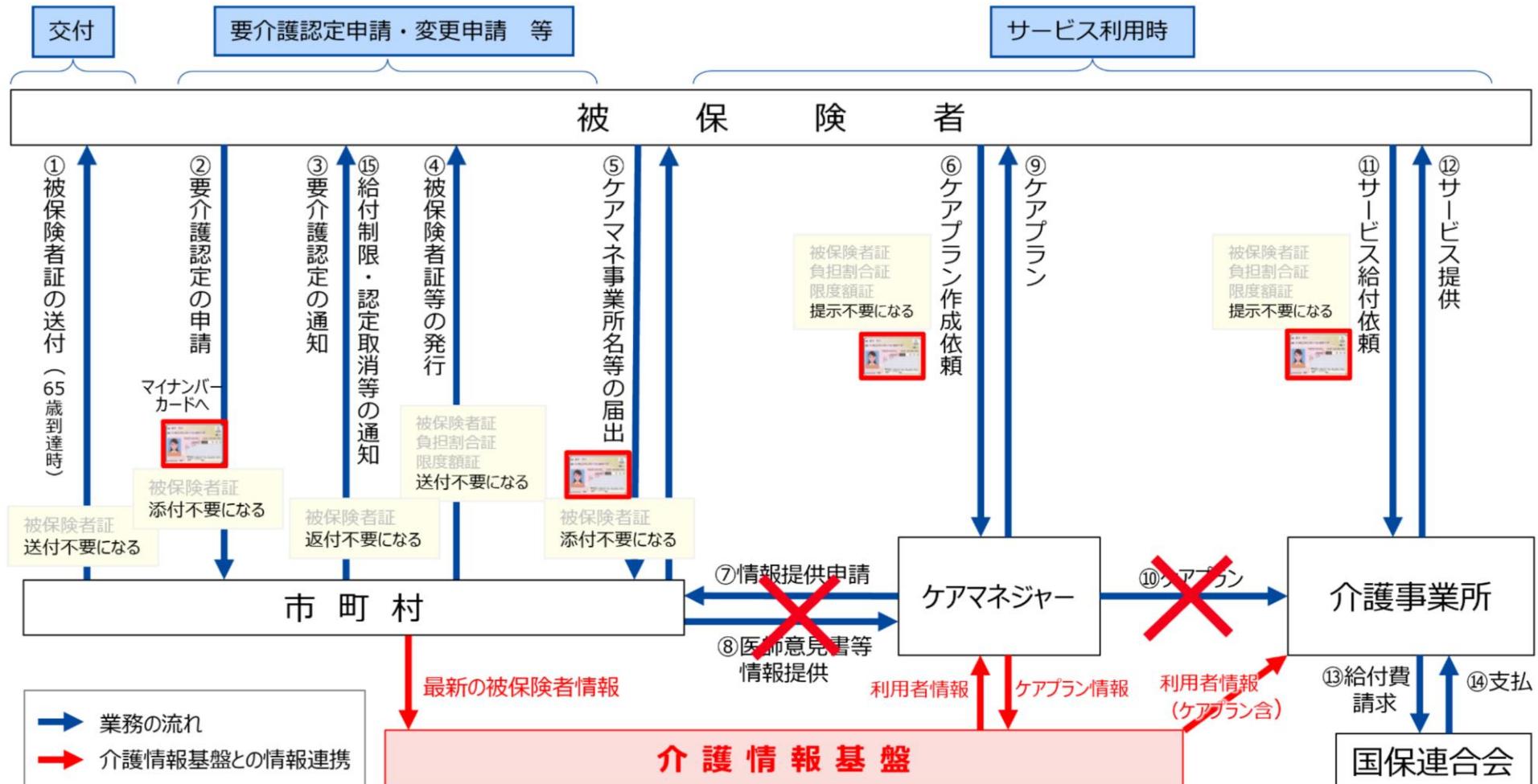
## 【現状・課題】

- 介護保険法令上、65歳到達時に保険者が被保険者証を一斉送付することとされており、被保険者においては当面使用しない被保険者証を管理する負担が生じているとともに、市町村においても被保険者証の作成・郵送等の事務負担が生じている。
- 介護保険法令上、要介護認定申請時等には被保険者証を添付することとされているが、被保険者においては65歳到達時に一斉送付された被保険者証を探索・添付する負担が生じているとともに、市町村においても被保険者証を管理・記載・返送する負担が生じている。
- 介護保険法令上、被保険者がサービスを受ける際には、事業所に被保険者証や負担割合証等を提示することとされているが、被保険者においては複数の証を管理・提示する負担が、事業者においても被保険者が証を紛失していた場合に再度訪問する負担等が生じている。



# 介護保険被保険者証のペーパレス化の方向性

- 介護情報基盤に格納された被保険者の資格情報等を活用することによって、65歳到達時の被保険者証の一斉送付や、要介護認定手続きにおける送付・記載・返付、サービス利用時における複数の証の提示などをペーパレス化し、さらなる業務効率化や利便性向上を図る。

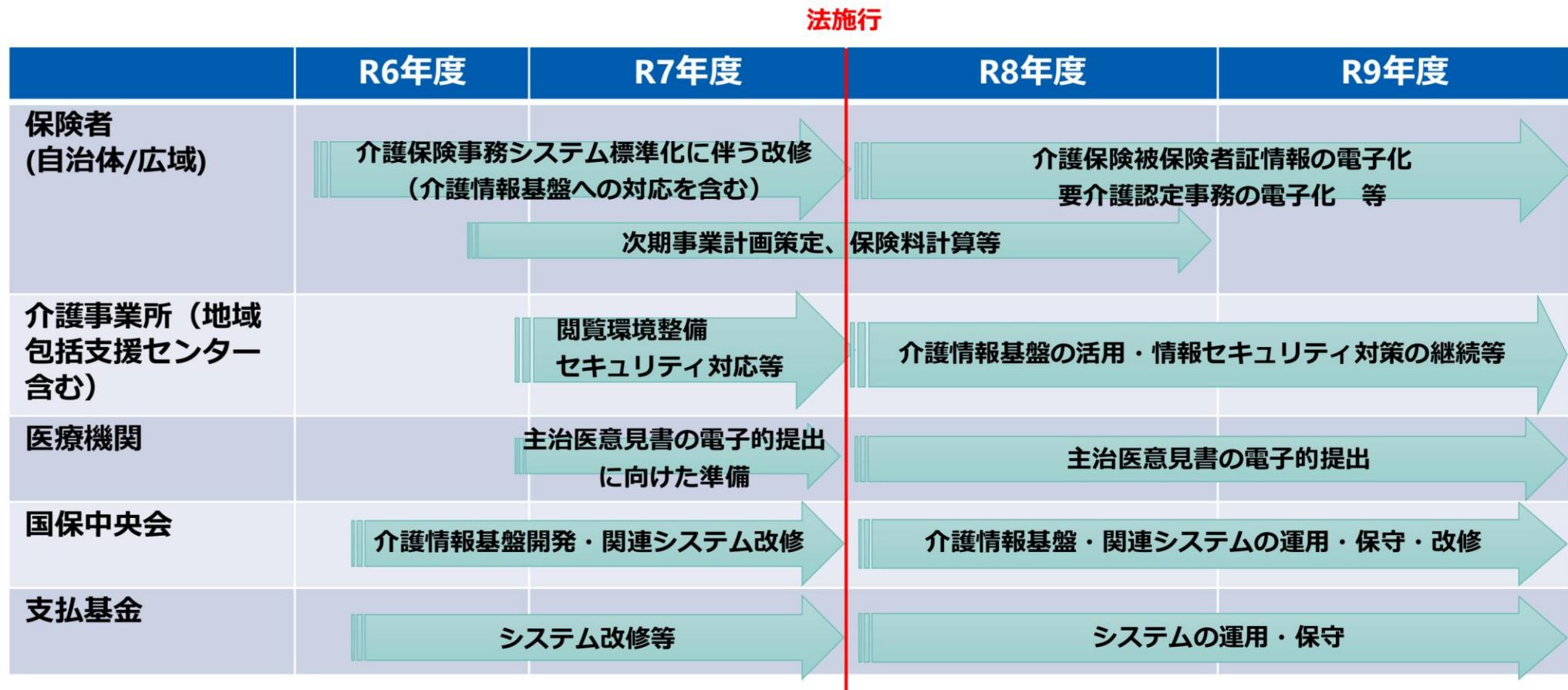


出所) 第106回社会保障審議会介護保険部会（資料2）介護保険被保険者証について 一部改変

## 介護情報基盤の施行に向けたスケジュール

- 市町村の標準準拠システムへの移行目標が令和7年度中とされていることを踏まえ、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の介護情報基盤に係る規定については令和8年4月1日の施行を目指し、準備を進めることとしてはどうか。**
- 国はシステム設計、事業者支援策の構築、自治体システム改修の支援、早急な情報提供等を引き続き行い、各関係者には以下のスケジュールで準備を行っていただく予定。**

※市町村のシステム改修の対応状況については、今夏に意見照会・調査を行う予定。



## 介護情報基盤の施行に向けて必要となる準備

- 国はシステム設計、事業者支援策の構築、自治体システム改修の支援、早急な情報提供等を行う。
- 介護情報基盤の施行に向けては、市町村（介護保険者）、介護事業所、主治医意見書を作成する医療機関において、以下の準備が必要となることを想定している。
- 具体的なシステム改修の内容、システムの仕様等については、介護情報基盤の調達仕様書、自治体システム標準化仕様書などにおいて今後お示しする予定。

主体	令和8年4月までの課題（主なもの）
国	・システム設計・開発にかかる調整、事業者支援策の構築、自治体システム改修の支援 早急な情報提供 等
市町村 (介護保険者)	・介護保険事務システムの標準化に伴う改修（介護情報基盤との連携が含まれる）等 ※ 介護情報基盤の施行までに標準準拠システムへの移行が間に合わない場合には、既存システムの改修によって対応いただく。
介護事業所	・インターネット環境の整備 ・介護情報基盤に接続し、情報を閲覧する端末の準備（既存端末も利用可能） ・マイナンバーカードを読み込むカードリーダーの準備 ・閲覧端末のセキュリティ対策（端末認証、ウイルス対策ソフトの導入等） 等
主治医意見書を作成する医療機関	・主治医意見書を電子的に共有するための対応（既存ソフトの改修等） 等

※上記のほか、市町村においては、地域支援事業の実施（介護情報基盤関連の運用）について、国民健康保険団体連合会（国保連）との間で委託契約を締結する必要がある。（国保連から国保中央会に再委託して、国保中央会にて全国一元的に運用）

※法施行（令和8年度）以降の介護情報基盤関連の運用経費（ランニングコスト）については、地域支援事業（国が38.5%、都道府県が19.25%、市町村が19.25%、1号保険料が23%）として財源を確保する必要がある。

## 業務効率化の具体例② ケアプランの共有

- ケアプランの共有により、以下のような事務負担軽減・審査事務の正確化が期待される。

概要	現状・課題	介護情報基盤を活用した電子的共有の主なメリット
居宅介護支援事業所の利用者に対するケアプランの交付	運営基準上、ケアプラン作成時等に利用者やサービス事業所にケアプランを交付しなければならないことになっており、紙で交付する場合、居宅介護支援介護事業所側に印刷や郵送の手間・コストが発生しているまた、利用者側も紙で保管する必要がある。	紙ではなく情報基盤上で行うことで、利用者・居宅介護支援事業所の双方が、 <u>印刷・郵送・紙管理の手間やコストを削減</u> できる。
居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算の確認	特定事業所集中減算の該当有無を判断するにあたり、事業所はサービス毎の紹介率最高法人を算出し、記録しなければならないこととされており、計算に手間がかかっている。	介護情報基盤を活用して <u>計算ができ、事業所の事務負担軽減</u> につながる可能性がある。
市町村における報酬の審査	特定事業所集中減算はケアプランの記載内容が算定根拠となるが、事業所の方で確認の上、報告等することとなっており、必ずしも市町村において確実な審査ができない。このため、実地指導で減算に該当することが発覚し、数年遡って報酬返還となることがある。	特定事業所集中減算について、市町村が、管内の全てのケアプランを閲覧できることで、 <u>審査の精度を上げることが期待でき</u> 、減算の対象となる事業所に対し適時の指導が可能となることから早期の改善に結びつけられる可能性がある。 (初期の段階で市町村が指摘できれば、 <u>事業所が多額の報酬を返還する必要がなくなる。</u> )

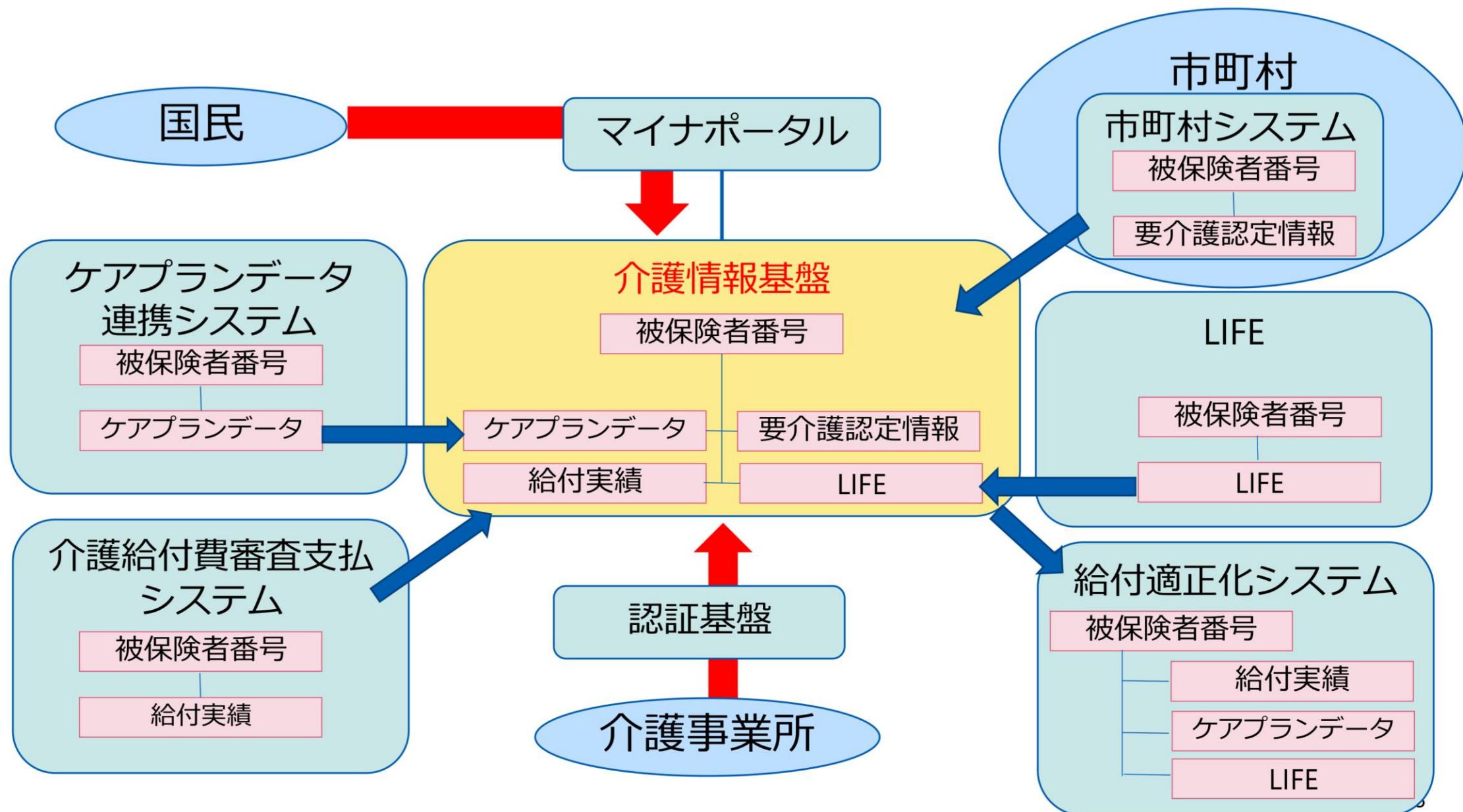
※なお、ケアプランデータ連携システムは、地域支援事業の枠外で、従来どおり国保中央会の民間事業として引き続き実施することを想定。

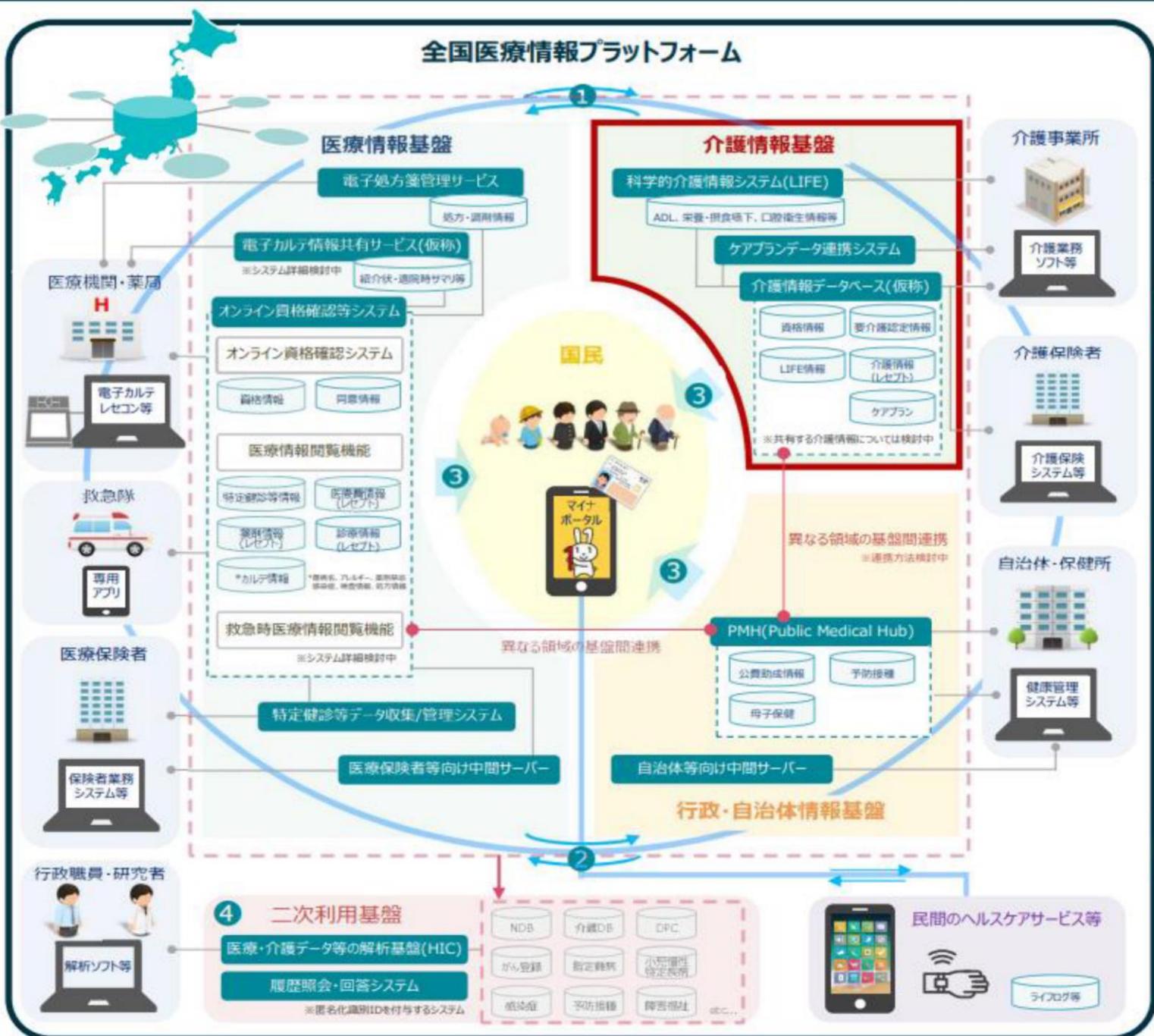
## サービスの質向上の具体例① LIFE情報の活用

- 共有するLIFE情報としては、当面は、利用者の幅広い情報を有する科学的介護推進体制加算の利用者フィードバック票を想定している。
- 利用者に関するケアマネジャー、介護事業所、医療機関の関係者及び利用者本人に共有することで、介護・医療の質の向上が期待される。

概要	現状・課題	主なメリット
ケアマネジャーによる閲覧	ケアプランに示されている介護サービス提供事業所が、どのようなサービスを提供し、利用者の状態像をどのように評価しているかについて、統一された評価項目を用いた利用者の状況と変化を確認することができない。	ケアマネがLIFE情報を閲覧することで <u>本人の状態を踏まえたケアプランを作成</u> できる
他介護事業所による閲覧	LIFEを利用して評価している他の事業所が、当該利用者の状況をどのように評価をしているかを確認することができない。	他事業所における利用者の状況及び評価を確認することで、 <u>状況に応じた適切なケアの提供</u> につながる。
医療機関による閲覧	かかりつけ医の場合：ご本人の日常生活における機能や状態は、時間の制約もあり、必ずしも診療時だけでは確認できない。  緊急時に対応する医療機関の場合：利用者の日常の状況が確認できず、どの程度の活動レベルがあったのかが分からぬ場合がある。	かかりつけ医：普段関わっている介護事業所におけるご本人の評価を確認することができ、 <u>不要な処方を減らすなど診療に活かす</u> ことができる。  緊急時：緊急受診時は状態が急激に落ちていることが多いが、元の状態を確認できることで、 <u>早期のリハビリ導入等を検討できる</u> ようになる。
利用者等による閲覧	LIFE情報は現在利用者や利用者の家族等に電子的には共有されていないため、利用者の状況及び評価を確認することができない。	自身の状態や評価を確認でき、 <u>主体的な介護サービスの選択等</u> につながる。

# 介護情報基盤の活用例（私案）





## «医療DXのユースケース・メリット例»

- 救急・医療・介護現場の切れ目ない情報共有**
  - ✓ 意識不明時に、検査状況や薬剤情報等が把握され、迅速に的確な治療を受けられる。
  - ✓ 入退院時等に、医療・介護関係者で状況が共有され、より良いケアを受けられる。
- 医療機関・自治体サービスの効率化・負担軽減**
  - ✓ 受診時に、公費助成対象制度について、紙の受給者証の持参が不要になる。
  - ✓ 情報登録の手間や誤登録のリスク、費用支払に対する事務コストが軽減される。
- 健康管理、疾病予防、適切な受診等のサポート**
  - ✓ 予診票や接種券がデジタル化され、速やかに接種勧奨が届くので能動的でスマートな接種ができる。予診票・問診票を何度も手書きしなくて済む。
  - ✓ 自分の健康状態や病態に関するデータを活用し、生活習慣病を予防する行動や、適切な受診判断等につなげることができる。
- 公衆衛生、医学・産業の振興に資する二次利用**
  - ✓ 政策のための分析ができることで、次の感染症危機への対応力強化につながる。
  - ✓ 医薬品等の研究開発が促進され、よりよい治療や的確な診断が可能になる。

## (1) 基本的な考え方 ⑤介護情報等の利活用に期待される効果

- 介護情報等の利活用が進展することにより、利用者及び関係者にとって以下の効果が期待される。

### 1. 介護保険被保険者証関連情報の電子化を通じた利便性向上

- ・介護保険被保険者証の電子化
- ・負担割合証の電子化
- ・認定有効期間のプッシュ通知
- ・限度額認定証の電子化
- ・その他公費負担証情報の電子化

### 2. 要介護認定事務の電子化を通じた自治体、介護事業所、医療機関等の業務負担軽減と認定にかかる日数の短縮

- ・認定調査の電子化・電送化
- ・主治医意見書の電子化・電送化
- ・審査会資料の電子化・電送化
- ・審査結果の電磁的閲覧
- ・審査の進捗状況の電磁的閲覧
- ・ケアマネ届出の電子化
- ・ケアプラン同意の電子化
- ・認定審査情報の開示請求とその対応の電子化

### 3. 介護事業所間の情報共有による適切なケアの提供

### 4. 医療介護連携情報の医療-介護間での電子的共有を通じた医療介護連携の促進

- ・3文書6情報（診療情報提供書、退院時サマリ、健診情報、アレルギー、感染症、薬剤情報等）
- ・訪問看護指示書
- ・訪問看護計画書
- ・訪問看護報告書
- ・リハビリテーション指示書
- ・入院時情報提供書
- ・LIFE情報
- ・ケアプラン 等

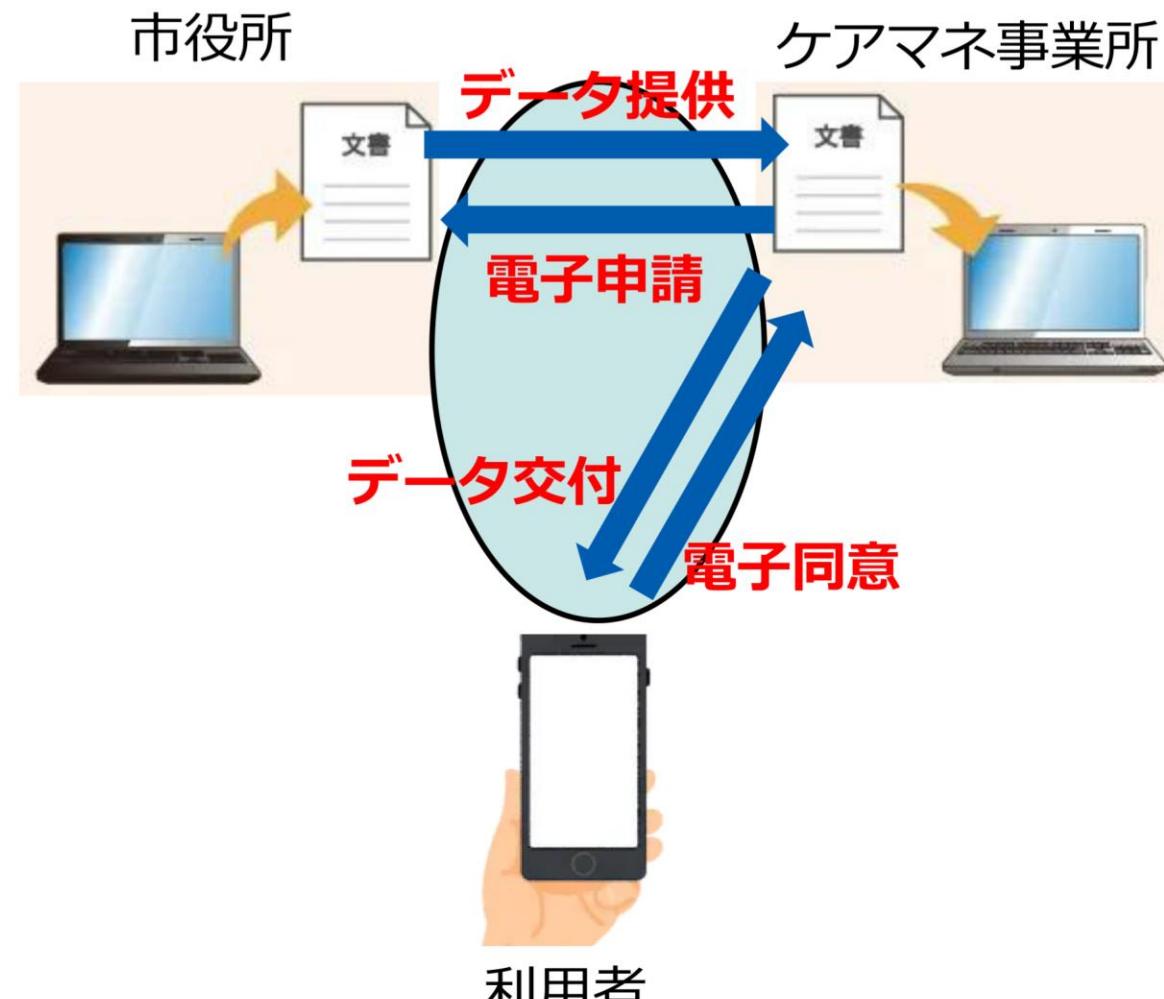
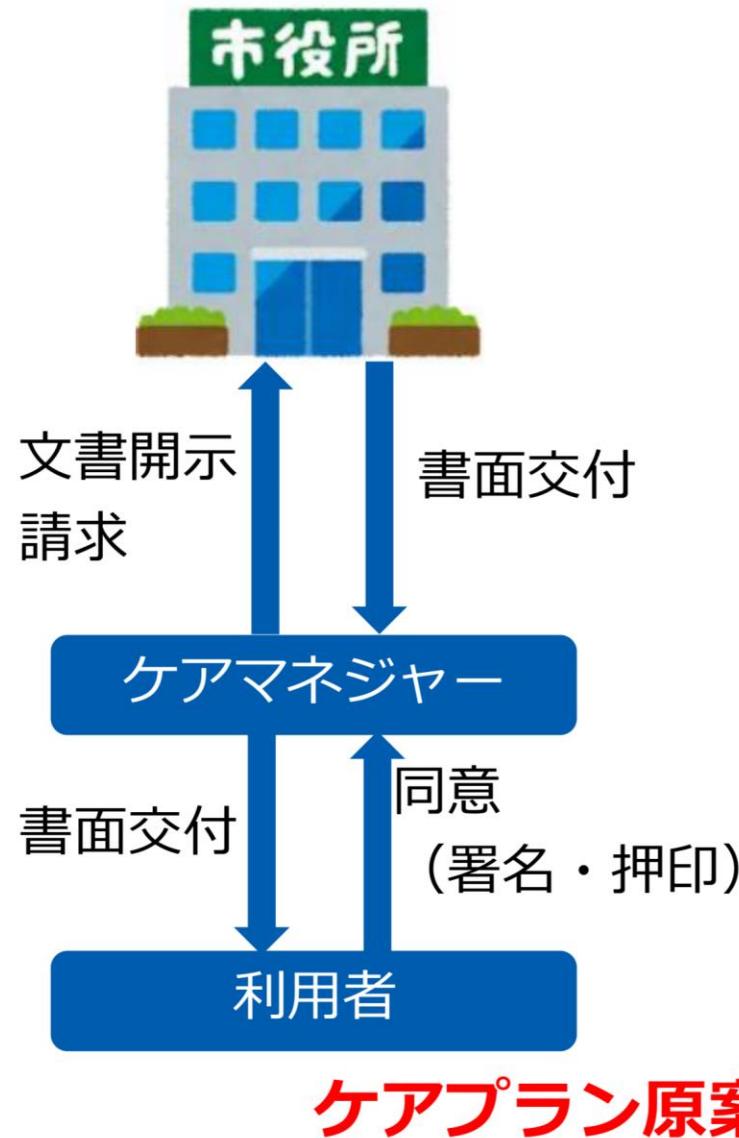
### 5. 主治医意見書等の電子化を通じた2次利用可能性の向上

### 6. 蓄積された情報の分析等を通じた介護の質の向上等

- ・LIFE情報
- ・ケアプラン
- ・要介護認定情報（認定調査票、主治医意見書）
- ・レセプト情報

# 介護情報基盤が完成すると・・・

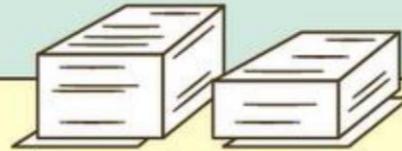
## 認定調査票・主治医意見書等





ピクチャインピクチャ

ケアプランのやりとりを、  
紙からデジタルへ。



これから導入を  
検討したい方

詳しい資料はこち  
ら



今すぐ導入の  
手続きをしたい方

製品ダウンロードはこち  
ら



サポートを  
ご希望の方

お問い合わせはこち  
ら

